

○島根県漁港管理条例

昭和34年 7 月10日

島根県条例第26号

改正 昭和37年10月 2 日条例第37号

昭和37年12月20日条例第49号

昭和43年 6 月 6 日条例第22号

昭和44年 2 月 7 日条例第 4 号

昭和44年 3 月25日条例第27号

昭和44年 3 月25日条例第29号

昭和44年 3 月25日条例第30号

昭和48年 3 月27日条例第18号

昭和50年10月31日条例第49号

昭和55年 3 月31日条例第27号

昭和56年10月13日条例第26号

昭和59年 3 月27日条例第13号

昭和63年 3 月25日条例第 8 号

平成元年 3 月25日条例第17号

平成 2 年 3 月27日条例第 9 号

平成 4 年 3 月27日条例第12号

平成 7 年 3 月10日条例第12号

平成 8 年 3 月26日条例第 5 号

平成 9 年 3 月25日条例第 8 号

平成12年 3 月17日条例第 1 号

平成13年 3 月23日条例第16号

平成14年 3 月26日条例第 6 号

平成16年 3 月19日条例第 7 号

平成16年 6 月29日条例第29号

平成16年12月24日条例第70号

平成17年 3 月25日条例第 4 号

平成17年10月25日条例第69号

平成22年 3 月26日条例第 8 号

平成24年 3 月27日 条例第24号

平成25年 3 月29日 条例第 4 号

平成26年 3 月18日 条例第 1 号

平成29年 3 月24日 条例第 1 号

平成31年 3 月 8 日 条例第 1 号

平成31年 4 月26日 条例第27号

令和 2 年 3 月24日 条例第24号

令和 6 年 3 月22日 条例第 2 号

令和 6 年 3 月22日 条例第25号

島根県漁港管理条例をここに公布する。

島根県漁港管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する別表第 1 に掲げる漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（昭48条例18・平14条例 6 ・令 6 条例25・一部改正）

(漁港施設の維持運営)

第 2 条 知事は、県の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止又は第 8 条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

（昭48条例18・平12条例 1 ・一部改正）

(漁港の保全)

第 3 条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでな

いときは、この限りでない。

第4条 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限ってするものとする。

4 知事は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

（昭48条例18・一部改正）

（港内の秩序維持）

第5条 知事は、港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又は係留（以下「停係泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる（法第39条の2第1項第1号に該当する者として、同項の規定により移動を命ずることができる場合を除く。）。

（昭56条例26・平13条例16・一部改正）

第6条 削除

（平13条例16）

（危険物等についての制限）

第7条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事の指示した場所で行わなければならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

（昭56条例26・一部改正）

（放置物件の除去命令）

第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物、その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる（法第39条の2第1項第1号

に該当する者として、同項の規定により除去を命ずることができる場合を除く。）。

（平13条例16・一部改正）

（けい留施設における行為の制限）

第9条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 船舟のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかなる他の物件をけい留すること。
- (2) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。
- (3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。
- (4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

（陸揚輸送等の区域における利用の調整）

第10条 知事は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行うものに対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。
- 3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終ったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事が許可した場合は、この限りでない。
- 4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終ったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

（利用の届出）

第11条 甲種漁港施設（航路を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設については、知事が公示により指定するものに限るものとする。

（昭48条例18・一部改正）

（占用の許可等）

第12条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

- 3 第1項の規定による占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(昭48条例18・平2条例9・平17条例69・令2条例24・一部改正)

(占用料等)

第13条 甲種漁港施設を占用する者からは、占用料を徴収する。

- 2 前項の占用料の額は、別表第2のア欄に定める額により算定した額とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第2第1号に該当する占用に係る占用料の額は、別表第2のイ欄に定める額により算定した額とする。
- 3 占用料は、前条第1項の占用の許可を受けたときに、その全額を納付しなければならない。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、各年度ごとに、当該年度の当初に当該年度分を納付しなければならない。
- 4 知事は、特別の事由があると認めたときは、占用料を減免することができる。
- 5 既納の占用料は、返還しない。ただし、知事において占用者の責に帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

(平元条例17・平2条例9・平9条例8・平16条例7・令6条例2・一部改正)

(土砂採取料等)

第14条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下「採取者等」という。)からは、別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

- 2 土砂採取料等については、前条第2項から第5項までの規定(土砂採取料にあつては前条第3項から第5項までの規定)を準用する。

(平12条例1・追加、平16条例7・令6条例25・一部改正)

(入出港届)

第15条 知事は、船舟が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。

(平12条例1・旧第14条繰下、平17条例69・令6条例25・一部改正)

(監督処分)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第12条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項の規定による許可を受けた者

(平12条例1・旧第15条繰下、平14条例6・平17条例69・一部改正)

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第17条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による承認若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(平12条例1・旧第16条繰下、平14条例6・一部改正)

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による知事の命令に従わない者
- (3) 第7条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (4) 第8条の規定による知事の命令に従わない者
- (5) 第9条、第10条第3項又は第12条第1項の規定に違反した者（第9条にあっては、法第72条第3号に該当する者を除く。）
- (6) 第16条又は第17条第1項の規定による知事の命令に違反した者

(昭48条例18・平7条例12・一部改正、平12条例1・旧第17条繰下・一部改正、平13条例16・令6条例25・一部改正)

第19条 詐欺その他不正の行為により甲種漁港施設の占用に係る占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円

を越えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例1・旧第18条繰下・一部改正)

(過怠金)

第20条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(平12条例1・追加)

(補則)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(平12条例1・旧第19条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和34年8月1日から施行する。
- 2 漁港埋立地使用及使用料条例(昭和13年島根県条例第4号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に、漁港埋立地使用及使用料条例の規定により漁港埋立地の使用の許可を受けている者は、この条例の規定により占用の許可を受けた者とみなし、占用料の額については、昭和35年3月31日までの間は、なお、従前の例による。

附 則(昭和37年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和43年規則第45号で昭和43年8月15日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に許可を受けて甲種漁港施設を占用している者に係る当該占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和44年条例第4号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第6号で昭和44年3月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第29号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和44年規則第10号で昭和44年4月1日から施行）

附 則（昭和44年条例第30号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和44年規則第10号で昭和44年4月1日から施行）

附 則（昭和48年条例第18号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和48年規則第31号で昭和48年4月1日から施行）

附 則（昭和50年条例第49号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和50年規則第66号で昭和50年11月1日から施行）

- 2 この条例による改正前の島根県漁港管理条例第12条第1項の規定により漁港施設の占用の許可を受けている者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第27号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和55年規則第40号で昭和55年4月1日から施行）

- 2 この条例による改正前の島根県漁港管理条例第12条第1項の規定により漁港施設の占用の許可を受けている者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第22条の規定は、規則で定める日から施行する。

（昭和59年規則第38号で第16条の規定は昭和59年4月1日から施行）

（経過措置）

- 8 第16条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の島根県漁港管理条例第12条第1項の規定により漁港施設の占用の許可を受けている者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第17号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第9号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第12号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に第20条の規定による改正前の島根県漁港管理条例第12条第1項の規定により漁港施設の占用の許可を受けている者に係る占用料については、平成5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 11 この条例の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料については、平成5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第12号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 17 この条例の施行の際現に第32条の規定による改正前の島根県漁港管理条例第12条第1項の規定により漁港施設の占用の許可を受けている者に係る占用料については、第32条の規定による改正後の島根県漁港管理条例の規定による占用料の額が第32条の規定による改正前の島根県漁港管理条例の規定による占用料の額を超える場合に限り、平成9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(島根県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行前に行われた漁港法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者に係る土砂採取料又は占用料(次項において「土砂採取料等」という。)の徴収に係る処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、第44条の規定による改正後の島根県漁港管理条例(次項において「改正後の条例」という。)の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

8 この条例の施行前に徴収した土砂採取料等は、改正後の条例第14条第1項の規定により徴収した土砂採取料等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第29号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 平成16年10月1日

アからカまで 略

キ 第19条の規定(島根県漁港管理条例別表第1中村の項の改正規定、同表西郷の項の改正規定、同表今津の項及び加茂の項の改正規定並びに同表津戸の項の改正規定に限る。)

(2)及び(3) 略

(4) 次に掲げる規定 平成17年3月31日

アからクまで 略

ケ 第19条の規定(第1号キに掲げる改正規定を除く。)

附 則(平成16年条例第70号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年条例第4号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第69号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第8号）抄

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた五十猛漁港に係る処分、
手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、施行日以後におい
ては和江漁港に係る処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第4号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）抄

改正 平成31年4月26日条例第27号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（平31条例27・一部改正）

附 則（平成31年条例第27号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

附 則（令和2年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年10月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 条関係）

（昭37条例37・全改、昭37条例49・昭44条例 4 ・昭44条例27・昭44条例29・昭44条例30・昭50条例49・昭56条例26・平16条例29・平16条例70・平17条例 4 ・平24条例24・一部改正）

漁港の名称	漁港の種類	所在地
十六島	第4種	出雲市
中村	第4種	隠岐郡隠岐の島町
浦郷	第4種	隠岐郡西ノ島町
恵曇	第3種	松江市
大社	第3種	出雲市
浜田	第3種（特定第3種）	浜田市
西郷	第3種	隠岐郡隠岐の島町
美保関	第2種	松江市
笠浦	第2種	松江市
瀬崎	第2種	松江市
加賀	第2種	松江市
御津	第2種	松江市
小伊津	第2種	出雲市
宇龍	第2種	出雲市
和江	第2種	大田市
仁万	第2種	大田市
温泉津	第2種	大田市
黒松	第2種	江津市

唐鐘	第2種	浜田市
須津	第2種	浜田市
大浜	第2種	益田市
飯浦	第2種	益田市
今津	第2種	隠岐郡隠岐の島町
加茂	第2種	隠岐郡隠岐の島町
津戸	第2種	隠岐郡隠岐の島町
崎	第2種	隠岐郡海士町
豊田	第2種	隠岐郡海士町
知夫	第2種	隠岐郡知夫村

別表第2（第13条関係）

（平22条例8・全改、平25条例4・平26条例1・平29条例1・平31条例1・令6
条例25・一部改正）

占用の形態			占用料の額	
			ア	イ
荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具1平方メートル1 干場、給水施設、燃料供給施設、増殖及び年につき 養殖用施設、蓄養施設、製氷冷蔵施設、加 工場、直売所、事務所又はこれらに類する 施設の設置			308円	280円
起重機の設置			2,541円	2,310円
砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置			5,808円	5,280円
柱類の建設	電柱	第1種	583円	530円
		第2種	902円	820円
		第3種	1,210円	1,100円
	電話柱	第1種	528円	480円
		第2種	836円	760円
		第3種	1,100円	1,000円
	その他の柱類		52円80銭	48円

管類の布設	外径0.07メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき	22円	20円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満の管類		31円90銭	29円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満の管類		47円30銭	43円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満の管類		62円70銭	57円
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満の管類		94円60銭	86円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満の管類		121円	110円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満の管類		220円	200円
	外径0.7メートル以上1メートル未満の管類		319円	290円
	外径1メートル以上の管類		627円	570円
看板等の設置		表示面積1平方メートル1年につき	704円	640円
施設又は工作物の設置を伴わない場合		1平方メートル1月につき	26円40銭	24円

備考

- 1 漁港施設の占有面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H

型のものは、柱類2本とみなす。

- 3 電柱及び電話柱における第1種とは、それぞれ3条以下の電線（当該電柱又は電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第2種とは、それぞれ4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、それぞれ6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 5 表示面積とは、看板等の表示部分の面積をいうものとし、当該面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 6 占用料の額が月額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が1月未満であるとき、又は当該占用期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数は、それぞれ1月として計算する。
- 7 占用料の額が年額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときの占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。）に、この表に定める占用料の年額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。

別表第3（第14条関係）

（平12条例1・追加、平16条例7・平26条例1・平31条例1・令6条例25・一部改正）

1 土砂採取料

土砂の種類		土砂採取料の額
土		1立方メートルにつき 132円
砂		1立方メートルにつき 154円
砂利		1立方メートルにつき 176円
玉石		1立方メートルにつき 176円
転石	平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石	1個につき 66円
	平均径40センチメートル以上の転石	1個につき 88円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに22円を

		加えた額
--	--	------

2 占用料

占有区域	占有の形態		占有料の額		
				ア	イ
漁港区域内 の水域	水産物増養殖施設又は蓄養施設 の設置		10平方メートル 1月につき	14円30銭	13円
	その他の工作物の設置		1平方メートル1 年につき	67円10銭	61円
公共空地	柱類の建設	電柱	1本1年につき	704円	640円
		電話柱	1本1年につき	286円	260円
		街灯柱	1本1年につき	363円	330円
		その他の柱類	1本1年につき	528円	480円
	管類の布設	外径0.4メートル 未満の管類	1メートル1年に つき	121円	110円
		外径0.4メートル 以上1.0メートル 未満の管類	1メートル1年に つき	286円	260円
		外径1.0メートル 以上の管類	1メートル1年に つき	550円	500円
	その他の工作物の設置		1平方メートル1 年につき	209円	190円
	工作物の設置を伴わないもの		1平方メートル1 月につき	14円30銭	13円

備考

- 1 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。

土 粒径0.01ミリメートル未満の土石

砂 粒径0.01ミリメートル以上5ミリメートル未満の土石

砂利 粒径5ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石

玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石

- 2 転石の平均径は、長径と短径の和の2分の1の数値とする。
- 3 土砂の採取量が1立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土砂の採取量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1立方メートルとして計算する。
- 4 占用面積が10平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占用面積に10平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、10平方メートルとして計算する。
- 5 占用面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 6 電柱、電話柱及びその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは柱類2本とみなす。
- 7 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 8 占用料の額が月額で定められている場合において、占用期間が1月未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1月未満の端数が生じたときは、当該端数は、それぞれ1月として計算する。
- 9 占用料の額が年額で定められている場合において、占用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときの当該端数に係る占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。）に、この表に定める占用料の年額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。